

貸主様 各位

2023年2月吉日  
東京都新宿区北新宿2丁目21番1号  
三菱地所ハウスネット株式会社

## インボイス制度における登録番号のご通知とご依頼について

2023年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方法として、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入が予定されております。

これにより、課税事業者は「適格請求書発行事業者」（税務署長に申請して登録を受けた課税事業者）が交付する「適格請求書」（インボイス）等の保存が無いと仕入税額控除を受けられなくなりま  
す。（インボイス制度の詳細は、末尾の国税庁「インボイス制度特設サイト」をご参照ください）

つきましては、弊社の適格請求書発行事業者登録番号をご通知するとともに、登録済の貸主様におかれましては、登録番号等をお知らせくださいますようお願いいたします。なお、制度開始時に適格請求書発行事業者となるためには、原則、2023年3月31日までに登録申請が必要です。

また、次頁にインボイス制度における貸主様の対応についてご案内しておりますので、あわせてご参照ください。ご不明点等ございましたら下記問合せ先までご連絡をお願いいたします。

### 記

#### 【1】三菱地所ハウスネット株式会社の登録番号

**T4010001082966**

#### 【2】貸主様の登録番号等ご通知のご依頼

貸主様専用WEBフォームにてお知らせください。  
登録を予定されている貸主様は登録後にお知らせください。

◆WEBフォーム



▼貸主様専用WEBフォームは、右記のQRコード、または下記URLからお入りください。

<https://mjhn.form.kintoneapp.com/public/6ef06cbd2ee44daf1225fc413a5792611337f8bc1d5ec52f5e5bfcea6adfd547>

#### 【3】本件についてのお問い合わせ

ご所有物件所在エリアの以下アドレスにお問合せください。

- ◆首都圏エリア : [invoice@mec-h.com](mailto:invoice@mec-h.com)
- ◆関西エリア : [invoice2@mec-h.com](mailto:invoice2@mec-h.com)
- ◆名古屋エリア : [nagoyachintai@mec-h.com](mailto:nagoyachintai@mec-h.com)
- ◆広島エリア : [hiroshimachintai@mec-h.com](mailto:hiroshimachintai@mec-h.com)

\*お問合せの際は、①貸主様の商号または氏名、②賃貸管理物件の名称・号室のご明記をお願いいたします。

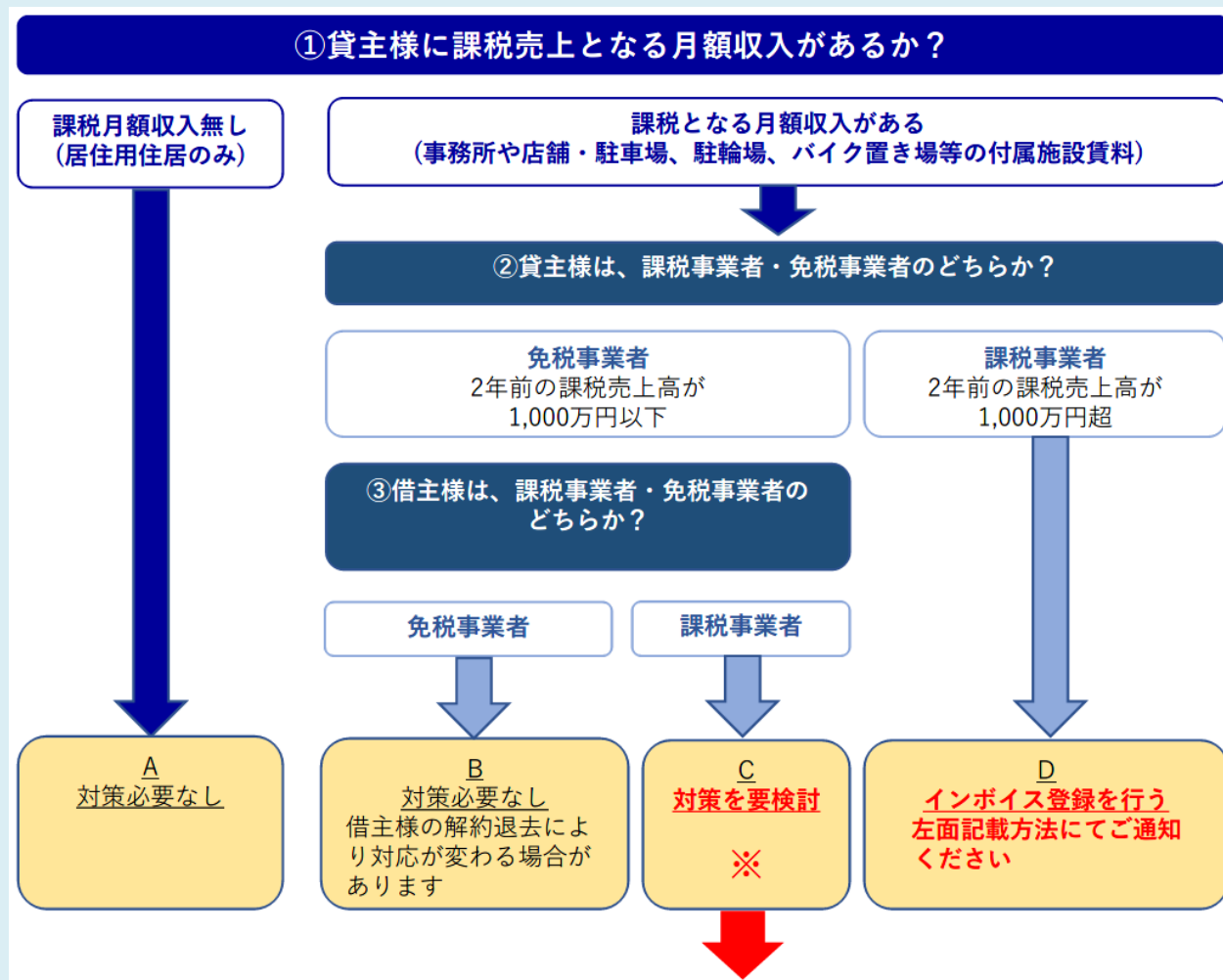
取得致しました登録番号等は、仕入税額控除のため弊社基幹システムへ登録させていただくとともに、課税事業者である借主様へご通知させていただきます。

以上

## インボイス制度における貸主様の対応について

インボイス制度開始に伴い、借主様よりインボイス制度の対応が求められる場合があります。以下確認チャートをご参照のうえ、インボイス制度への対応についてご検討ください。

### <インボイス制度への対策確認チャート>



#### ※対策を要検討

借主様が課税事業者の場合、仕入税額控除を受けるためにはインボイスが必要となります。貸主様が免税事業者のままですとインボイスを発行できないため、インボイス制度登録の対策についてご検討いただく必要がございます。インボイス登録をされた場合は、表面記載方法にてご通知をお願いします。

\*\*インボイス制度の詳細は、お近くの税務署へお問合せいただくか、  
国税庁「インボイス制度特設サイト」からもご確認できますのでご参照ください\*\*

サイトURL

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

インボイス制度  
特設サイト

